

# 新宿区立あゆみの家 生活介護運営規程

## 1 事業所の名称等

- ( 1 ) 名 称 新宿区立あゆみの家
- ( 2 ) 所在地 新宿区西落合一丁目30番10号

## 2 開設年月日

昭和46年11月20日

## 3 事業所の内容

### ( 1 ) 事業の目的

心身に障害のある成人(18歳以上)を対象とし、在宅の状態では経験できない仲間との係わり合いの中で、個性を大切にしながら自らが主体者としての豊かな生活を送ることを支援する。

### ( 2 ) 施設の敷地面積・延床面積

2002.61㎡・2352.50㎡

### ( 3 ) 定員

生活介護 45名

土曜ケアサポート 30名

短期入所 1床

### ( 4 ) 運営方針

- ① 利用者サービス、保護者相談、外来者対応等をやさしく、温かく行う。
- ② 安全性の確保に留意し、利用者が安全に、安心して利用できる施設運営を行う。
- ③ 個人情報の保護や主体性の尊重など、個人の尊厳の保持を心がける。
- ④ 地域交流やボランティアの育成等に積極的に取り組み、互いの心が通い合う地域社会作りに貢献する。
- ⑤ こうしたことを通じて、ノーマライゼーションの理念を具現化する、明るく、開かれた施設を作る。

### ( 5 ) 実施日

生活介護事業：下記の休業日を除く毎日

1 日曜日及び土曜日(但し、土・日曜日に行事等があった場合は翌週の休業日でない日に振り替えます。)

2 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3 12月29日から翌年の1月3日までの日

土曜ケアサポート：下記の休業日を除く毎土曜日

1 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 あゆみ祭前日の土曜日

3 施設行事や改修工事等、やむを得ない事情により臨時の休止を新宿区が承認した日

短期入所事業

1 12月29日から翌年の1月3日までの日

( 6 ) 実施時間

生活介護事業及び土曜ケアサポート 午前9時から午後5時まで  
短期入所事業 午後4時～翌日午前9時まで

4 サービス内容

( 1 ) 事業方針

1 一人ひとりが主人公

一人ひとりが成人として尊重され、安心して過ごせる場とする。また、自らが選び決定することを大切に、一人ひとりが主人公として生き生きと輝けるような場とする。

② 仲間とともに

家族ではない誰かと同じ場所、時間を過ごす中で、お互いを認め、ともに喜びを分かち合い、助け合える仲間づくりを目指す。

2 地域と関わる

外部からの関わり(実習生、ボランティア等)を受け入れるとともに、積極的に外に向かって関わっていくことを大切にする。

3 健康で過ごす

利用者一人一人の変化に気を配り、快適な生活を送れるように配慮する。

( 2 ) 日課

	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	17:15
通所者	降	バ	登		昼				降
	入		午前の活動			午後の活動			所
	出	所		食			所		終
	発								了

上記の中に、入浴・外出等も含む。

( 3 ) プログラム・活動内容

① 生活の基盤となる働くこと、食べることを自らの手で経験する。

→キャンドル作り、染紙製品作り、リサイクル活動、布創作、紙すき、料理、等

2 個性を生かす活動。→個別活動、グループタイム、各グループの活動等

3 生活の幅を広げ、コミュニケーションを深め、主体的に自分たちの活動を考える。

→代表者会、話し合い、誕生会、行事(所外活動・あゆみ祭・施設交流等)

4 自分を表現する。

→手刷り曆、創作、音楽療法等

5 健康、体力の保持、増進に努める。

→理学療法、作業療法、毎朝の運動、散歩等

6 その他

→所内宿泊、所外宿泊等

( 4 ) 食事の提供

あゆみの家に通所している利用者に対して給食サービスを実施する。

( 5 ) 送迎サービス

あゆみの家に通所している利用者に対して送迎サービスを実施する。

( 6 ) 入浴サービス

希望される利用者に対して入浴サービスを実施する。

( 7 ) 保護者との連携

利用者主体のサービス提供を図るために、連絡帳の活用・保護者会・保護者教室や個別懇談会などを行う。

( 8 ) 医療的ケア

利用者または保護者から医療的ケアの実施申請があり、実施を決定した場合は看護師が「新宿区立あゆみの家医療的ケア実施要綱」に従って実施する。

5 利用料金

( 1 ) ) 新宿区心身障害者通所訓練施設条例に定める利用料金

① 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。月額負担上限額については自立支援法施行令第17条で定めた額。平成22年4月から、区民税非課税世帯は負担なし。

\* 事業者が利用者に代わり区から受領した介護給付費の額については、利用者に通知する。

( 2 ) 生活介護以外の利用料金

① 給食にかかる費用(一食 給食材料費分370円)

② 所外活動等に関する交通費、昼食費等の費用

4 誕生会、料理実習等の材料費等の費用

6 職員体制

( 1 ) 職員配置

( 単位：人 )

	運営係		支援係		備考
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
所長	1				
副所長			1		サービス管理責任者
生活支援員			32		
医師				2	
看護師			4		
理学療法士				2	
作業療法士				1	
支援補助員				2	生活支援に関わる補助
事務	2			1	施設管理、労務、経理
通所バス添乗員				6	
合計	3	0	37	14	
	3		50		

( 2 ) 勤務時間

職種	勤務時間
常勤職員	8 : 30 ~ 17 : 15

非常 勤 職員	医師	内科：月1回、整形外科：月1回の定期診断
	理学療法士・作業療法士	10：00～16：00
	支援補助員	9：30～15：30
	通所バス添乗員	14：30～17：30

## 7 設備の概要

設備	数	設備	数
ホームルーム	4	湯沸室	1
身障者トイレ	7	屋上プール	1
浴室	1	給食調理室	1
教材準備室	1	会議室（洋室1、和室1）	2
倉庫	2	事務室	1
多目的ルーム（防音仕様）	1	応接室	1
ホール	1	洗濯室	1
医務室	1	職員更衣室	2

その他：運転手控室、エレベーター、避難用スロープ、防火シャッター等

## 8 サービス利用にあたっての留意事項

### (1) 通所バスの利用

停留所の位置・時刻及び注意事項を事前に通知する。

停留所へは指定時刻の5分前には出ていること。

15分以上過ぎてもバスが到着しない場合及び緊急に連絡が必要な場合は、あゆみの家に連絡をすること。

### (2) 給食のキャンセル

当日の午前8時30分以降のキャンセルは給食費を請求する。

### (3) 急な休みの連絡

午前8時15分から8時25分の間に連絡し、欠席理由を簡単に伝えること。

### (4) 連絡帳による確認

連絡帳により、家庭での様子、体調等を知らせること。

### (5) 各自で用意する物

着替え、上履き、コップ（食事用、歯磨き用）、歯ブラシ、食事セット（エプロン等）、トイレセット等、個人で利用する物は、各自で用意すること。

### (6) 感染症への対応

利用者または家族が感染症に罹患した場合は、速やかに電話等で届け出を行い、他の利用者への感染予防のため、感染の可能性がなくなるまでの間出席を停止すること。病気が治癒し、あゆみの家に通所する場合は、必ず医師の意見書を持参すること。

### (7) 個別支援計画

利用者・家族は、個別支援計画の作成等に協力すること。

## 9 緊急時等における対応

(1) 管理者は利用者の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡

する等の措置を講ずる。

- ( 2 ) 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

## 1 0 虐待の防止

管理者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、障害者虐待防止法に定める必要な措置を講ずる。

## 1 1 苦情への対応

- ( 1 ) 当事業所における苦情の受付は担当者及び苦情解決責任者を定め、真摯に対応する。

- ・ 苦情解決責任者 あゆみの家所長
- ・ 苦情受付担当者 あゆみの家サービス管理責任者

- ( 2 ) 第三者委員

- ・ 春田 文夫 ( 日本チャリティープレート協会常務理事 ) 0 3 - 3 2 0 4 - 3 2 2 9
- ・ 山口 幸子 ( 知的障害者相談員 ) 0 3 - 3 3 4 1 - 6 5 2 8
- ・ 池原 毅和 ( 弁護士 ) 0 3 - 3 8 1 6 - 2 0 6 1

- ( 3 ) 委員会の開催

- ・ 年 3 回定期的に開催する。
- ・ 上記の他事案の発生の都度、速やかに開催する。

- ( 3 ) 行政機関とその他苦情受付期間

- ・ 新宿区役所 障害者福祉課 0 3 - 5 2 7 3 - 4 5 1 6
- ・ 東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 0 3 - 5 2 8 3 - 7 0 2 0

## 1 2 個人情報保護

従業者は、新宿区障害者福祉協会個人情報保護規程に基づき、利用者及びその家族に関する秘密を保持する。

## 附則

1 .

この規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 .

平成 2 4 年 1 2 月 1 日虐待防止に関する規程の改定。

3 .

平成 2 5 年 4 月 1 日職員配置数の改定。